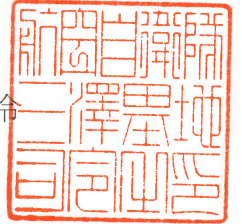


公 告

令和元年9月17日

航空自衛隊三沢基地司令



青森県三沢市後久保125-7に所在する防衛省航空自衛隊三沢基地において、食堂、売店等を設置し、経営を行う業者について、次のとおり公募します。

1 設置方法

国有財産法第18条第6項に基づく行政財産の使用許可により設置する。

2 業種

- | | |
|---------------|---------------------------|
| (1) 喫茶 | 1店舗 (厚生センター2階) |
| (2) 理容 | 1店舗 (厚生センター2階) |
| (3) クリーニング | 1店舗 (厚生センター1階、第2厚生センター1階) |
| (4) 食品・日用雑貨販売 | 1店舗 (厚生センター1階) |
| (5) 酒類 | 1店舗 (厚生センター1階) |
| (6) 洋品 | 1店舗 (厚生センター1階) |
| (7) 飲食提供 | 1店舗 (厚生センター1階) |

3 募集要項の問い合わせ先

青森県三沢市後久保125-7

防衛省航空自衛隊三沢基地 第3航空団基地業務群業務隊厚生班 公募係

TEL 0176-53-4121 (内線3821)

4 説明会

- (1) 日 時：令和元年10月2日(水) 午後1時から
- (2) 場 所：防衛省航空自衛隊三沢基地 第2厚生センター
※説明会に参加されない方は公募に参加できません。希望者は、令和元年10月1日(火)12時までに会社名、氏名を通知して下さい。通知先は募集要項の問い合わせ先と同じ。

5 応募資格

- (1) 防衛省競争参加資格(全省庁統一資格)又は同等の資格を有すること。
- (2) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、

理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)ではないこと。

- (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者でないこと。
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者でないこと。
- (7) 暴力団又は暴力団員及び(3)から(6)までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと。

6 その他

細部の内容は、説明会で配布する募集要項による。